

# 一般懸賞における「景品類の限度額」はいくら? Question 9

懸賞による取引の価額	景品類の限度額	
	① 最高額	② 総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る売上予定総額の2%
5,000円以上	10万円	

、 両方の限度内でなくてはならない。

(1) 取引価額・最高額・総額の一覧表。

2,000円の商品に抽せん券を付けてキャンペーン期間中抽せんを行う場合、取引価額は2,000円なので最高額は20倍の4万円。

景品類の総額はキャンペーン期間中の売上予定総額の2%以内(売上予定額が10億円であれば2,000万円)



計算例 1	300円の商品お買い上げの方に抽選で提供できる最高額は、 $300 \times 20\text{倍} = 6,000\text{円}$ (1等賞の金額)
計算例 2	300円の商品10個につき抽選券1枚を提供する場合の提供できる最高額は、 $300 \times 10\text{個} \times 20\text{倍} = 60,000\text{円}$
計算例 3	1000円の商品10個につき抽選券1枚を提供する場合の提供できる最高額は、 10万円

# Question 9 一般懸賞における「景品類の限度額」はいくら？

注意 1 .....

別々の企画を同時に行う場合であっても、同一の取引に付随して行われる場合は、2つの企画により提供される景品類を合算した額が限度額以内でなくてはならない。



注意 2 .....

1枚の抽せん券により2回以上抽せんを行い当選者に複数の景品類を提供することになる場合はその合計額が最高額となる（合計額が限度額以内でなくてはならない）



注意 3 .....

提供する景品類の価額は一般の小売額により判断する.....。

（消費者の手元に入るときの金額）

